

卷末付属資料

1. 舞鶴城公園稻荷櫓整備事業と県指定史跡甲府城跡発掘調査に関するマニュアル
2. 史跡整備事業及び埋蔵文化財発掘調査取扱方針
3. 山梨県出土品取扱要項

舞鶴城公園稲荷櫓整備事業と
泉指定史跡甲府城跡発掘調査に関するマニュアル

- 1 目的

このマニュアルは、土木部が都市公園整備事業として行う稲荷櫓台修復工事及び稲荷櫓整備工事(以下「整備工事」という。)と、教育委員会が行う泉指定史跡甲府城跡発掘調査(以下「発掘調査」という。)を文化財の保護の観点から適切かつ円滑に行うため、その事業を所管する者の役割と責任の所在を明確にするとともに、事業の執行に必要な事柄の基本的事項を定めることを目的とする。
- 2 整備工事に附する共通認識の確認

土木部及び教育委員会は、史跡甲府城跡における整備工事に関して、次のことを共通認識とする。

 - (1) 稲荷櫓台石垣解体及び葦盛土掘削は、発掘調査と不可分の整備工事であるため、発掘調査の一部として行う。
 - (2) 稲荷櫓台石垣の修復については、先の「甲府城跡調査検討委員会」の了承を得た工法を基本として、文化財の修復工事として行う。
 - (3) 稲荷櫓は公園の展望施設として建設するが、史跡内に復元することから、木造とするとともに、伝統工法をできるだけ尊重したものとす。
3. 共通工事業の作成

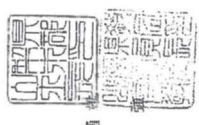
整備工事及び発掘調査の適切かつ円滑な実施を確保するため、別表1のとおり共通工事業を定める。
- 4 役割と責任分担等
 - (1) 土木部及び教育委員会は、別表2のとおりそれぞれの役割と責任を分担する。
 - (2) 土木部及び教育委員会は、整備工事を適切に執行するうえで必要と認めるときは、協議のうえ土木専門職員の工事監督員(以下「土木監督員」という。)に加え、文化財主事を工事監督員(以下「教委監督員」という。)として配置する。
 - (3) 整備工事に伴う発掘調査に要する経費は、教育委員会と協議のうえ、土木部の予算を充てる。
- 5 研修
 - (1) 教育委員会は、稲荷櫓台及び石垣の発掘調査が史跡の保護のために重要であることとに鑑み、発掘調査の担当職員及び発掘調査作業員等に対し、文化財保護関係法令の内容、発掘調査方法、遺構遺物の取扱い、石垣構築技法、櫓の構造等の知識の周知を図ることを目的とした研修を調査の着手前及び必要と認められる都度に行う。
 - (2) 土木部は、当該事業が史跡の現状変更を伴う整備工事であることに鑑み、土木監督員、県中地城歴史局建設部(以下「建設部」という。)の関係職員、都市計画課

担当職員及び請負業者現場代理人(以下「現場代理人」という。)をはじめとする工事関係者に対し、前項に記載する内容と同様の研修を教育委員会の協力を得て、整備工事の着手前及び必要と認められる都度に行う。

- 6 調整会議の設置及び所掌事務
 - (1) 整備工事及び発掘調査を円滑に行うため、建設部に調整会議を設置する。
 - (2) 調整会議は、建設部が運営し、原則として隔週に開催する。なお、埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)は、必要に応じて調整会議の開催を求めることができる。
 - (3) 調整会議の構成員は、建設部都市整備課長、センター調査研究課長、土木監督員、教委監督員、発掘調査担当者及び現場代理人とする。なお、必要に応じてその他の関係者を加えることができる。
 - (4) 建設部は、調整会議の終了後、速やかに合意事項を審問として、センターに送付するとともに、各構成員に配布する。
 - (5) 調整会議の構成員の属する関係機関は、前項にいう合意事項を遵守する。
- 7 発掘調査
 - (1) センターは、整備工事を円滑に実施するため発掘調査体制を整えるよう努める。
 - (2) センターは、稲荷櫓台石垣解体工事(以下「石垣解体工事」という。)の着手前に、構台上面の発掘調査を終了する。
 - (3) センターは、石垣解体工事と並行して、石材法量調査、石材権損状況調査、石材据え方調査、葦盛土層調査、葦盛土調査及び土質試験を行う。
 - (4) 教委監督員は、石垣解体工事に際し、石材を横一列ずつ外し、石尻、葦盛石及び葦盛土の調査、清掃並びに記録作成の監督を行う。
 - (5) 教委監督員は、石垣解体工事に際し、旧石材再利用の可否を判断できる記録を作成する。
 - (6) 教委監督員は、現場代理人に対して、石材の適切な管理を指導する。
 - (7) 教委監督員は、現場代理人から工事中に新たな遺構遺物が発見された旨の連絡を受けた場合には、速やかに建設部並びにセンターへ報告し、その指示を受ける。
 - (8) センターは、発掘調査によって発見された出土遺物等のうち、瓦等容易に移動可能なものについては、教育委員会が定めた「出土品取扱要項(平成12年3月28日教育長決裁)」に基づいて適切に管理する。また、礎石等の遺構で一旦取り外した後に、原位置に復す必要があるものについては、書面をもって建設部と協議し、その保管場所の確保、表示等保存に必要な措置を講ずるものとする。
- 8 稲荷櫓台修復工事
 - (1) 工事の施工監理について、土木監督員は、建設工事執行規則、請負契約約款及び別表2に定めるところにより、教委監督員は、文化財の保護と保存に關して、建設工事執行規則、請負契約約款及び別表2に定めるところにより、それぞれ監督員と

1.2 その他
 本マニュアルに定めのない事項については、必要に応じて土木部と教育委員会が協議して定める。

1.3 補則
 (1) 本マニュアルは、平成13年3月19日に甲府城石垣礎石等調査委員会から提出された、報告書の改善策を受けて作成したものである。
 (2) 本マニュアルは、土木部と教育委員会において協議し、相互に了解したものである。



平成13年 4月23日

土木部 長 棚橋 通
 教育 長 教野 輝

しての職務を行うものとする。
 (2) 工事施工監理の一部を委託する場合には、委託業務仕様書にその業務内容と役割を明記するとともに、委託者にその徹底を図る。
 (3) 教委監督員は、石材を可能な限り原位置に戻すことを、現場代理人に指示する。
 (4) 教委監督員は、新補石材について、その形状などが旧石材と出来る限り同様な石材を求めよう、現場代理人に指示する。
 (5) 土木監督員は、工事中に新たに遺構が発見された場合には、その保存方法等について、教委監督員の指示を受ける。
 (6) 土木監督員は、裏盛土や裏栗石などを含む石垣全般の安全管理に充分配慮する。

9 裾荷増設工事

(1) 土木監督員は、現場代理人に対して、史跡の現状変更に関する許可条件に基づいた教育委員会の指針に従うことを、周知させる。
 (2) 工事施工監理の一部を委託する場合には、委託業務仕様書にその業務内容と役割を明記するとともに、委託者にその徹底を図る。
 (3) 木材は、原則として県産材を使用することとし、土木部と教育委員会が協議して決定する。

10 現場管理について

(1) 史跡の管理者である教育委員会は、定期的かつ必要な都度、土木監督員の立ち会いを求めて、現状変更が許可条件の範囲内であることを確認する。
 (2) 建設部及びセンターは、必要に応じて山梨県文化財保護審議会の史跡部会委員、甲府城跡調査検討委員会の委員及び甲府城石垣礎石等調査委員会の委員の出席を求め、整備工事の方法及び調査方法について指導を受けるものとする。
 (3) 建設部及びセンターは、監督員及び整備工事関係者並びに発掘調査関係者に対し、所属及び氏名を傍聴簿等に表示するよう指示する。
 (4) 建設部及びセンターは、定期的かつ必要な都度、現地視察により、適切に事業が実行されているかを確認するとともに、必要な指導助言を行う。

11 報告の厳守

(1) 土木部は、現状変更の状況を、教育委員会に書面をもって毎月報告する。
 (2) 教委監督員は、調査状況を毎週一度日報などを添えてセンターへ報告する。
 (3) センターは、調査を行っている期間の各月の調査状況を、書面をもって毎月一回建設部へ報告する。
 (4) 建設部及びセンターは、上記に記載された内容以外であっても、重要と思われる事項について、土木部及び教育委員会に報告する。

史跡整備事業及び埋蔵文化財発掘調査取扱方針

(目的)

第1条 本方針は、知事が行う史跡整備事業及び他の公共機関からの委託等を受けて発掘調査を実施するに当たり、文化財保護法、山梨県文化財保護条例、山梨県埋蔵文化財事務取扱要項(平成12年4月1日施行、令和2年4月1日改正)及び出土品取扱要項(平成12年4月1日施行、令和2年4月1日改正)に定められた事務処理のほか、山梨県埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)が行う発掘調査に関し、保護対象の史跡や埋蔵文化財、工事実施事業者(以下「事業者」という。)との協議方法、監督体制、調査体制、調整会議、遺構遺物の取扱い、史跡又は遺跡の保存整備、文化財の普及と保護意識の高揚、服務、安全管理、報告システム、整理作業に係る計画書及び報告書作成等について定めたものである。

(保護対象の史跡及び埋蔵文化財)

第2条 国県指定史跡のほか、保護対象の埋蔵文化財は、山梨県埋蔵文化財事務取扱要項に示された時代の範囲に属するものをいう。

(協議方法)

第3条 工事計画の実施に先立ち、史跡の保存を目的とする整備事業及び埋蔵文化財の発掘を伴う公共事業については、事業者の承諾を得て、センターはその地域を試掘調査し、遺構遺物の有無、範囲を確認するとともに、本格的な調査を行う場合はその経費、期間を文化振興・文化財課へ提示し、協議する。

- 2 事前協議は、文化振興・文化財課担当、センター担当課長及び担当リーダーが出席し、史跡の場合はその調査や保護の方法について事業者と個々の協議マニュアルを作成し、埋蔵文化財包蔵地の場合は調査と工事との適正な事業を進めるための協議書を取り交わす。
- 3 発掘調査に係る期間や経費の積算は、「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について(報告)」(平成12年9月文化庁)を参考とし、試掘成果の実態及びその他の諸条件に則して行うものとする。
- 4 発掘調査の着手に当たっては、事業者と調査計画と工事計画の調整、周辺地権者・自治会・公共団体等への計画の周知などに努める。

(監督体制)

第4条 史跡整備に伴う発掘調査並びに整備工事には、センターから発掘調査担当者が常駐してその調査を行うとともに、整備工事に当たっては文化財保護のため工事監督員(以下「文化財監督員」という。)となり職務を行う。

- 2 文化財監督員の役割と責任は、別に定める個々の調査マニュアルに明記する。

(調査体制)

第5条 史跡及び埋蔵文化財発掘調査に当たっては、発見された遺構遺物は国民共有の文化財であり、地域の歴史を知る上で欠くことのできない貴重な遺産であることに鑑み、その厳正な保護に努め

る。

- 2 発掘調査は、現在の学術的な水準が保もたれるものとするが、その経費が国民や県民の負担によるものであるから、調査期間の短縮や経費の削減等、効率化とコスト削減に努めるものとする。
- 3 発掘調査はセンターが行うものであるから、所内の統一的な基準に基づき、発掘調査の方針や詳細計画は担当リーダーと担当者と協議し、調査計画書を作成して事前に所長決裁を受けるものとする。
- 4 センターは、発掘調査の実施に当たっては、その遺跡調査に対応できる職員の体制を組み、調査担当者の中に調査主任を置き、調査の進行管理、調査指導、安全管理、予算管理を行わせる。また、副主任は、主任の業務を補佐するものとする。
- 5 課長は課内の発掘調査の進行管理、調査指導、安全管理、予算管理を行い、リーダーは担当内の管理を行い、定期的に現場での指導を行う。

(調整会議)

第6条 調整会議は、事業者とセンターが協議の上で招集し、センターの調査研究課長、担当リーダー、調査担当者、事業者の監督員、施工管理者、現場請負代理人などが出席する。

- 2 調整会議では、工事の発掘調査の円滑な調整を行うため、それぞれの工程の調整を行うものとする。
- 3 調整会議の協議内容は、センターが書面にして関係者に報告する。
- 4 調整会議において、調整が困難な問題が生じた場合は、文化振興・文化財課に直ちに報告するものとする。

(遺構遺物の取扱い)

第7条 出土遺物は、出土品取扱要項により適切に管理しなければならない。

- 2 センターは、史跡指定地から出土した遺物遺構は適切に保存し、その他の発掘調査で発見された遺構のうち、特に重要で移動可能なものはセンターで保管する。また、移動できないもので、特別に重要なものは型取り保存などを検討する。
- 3 センターは遺構の一部である炉石・竈石・配石遺構・古墳石室・礎石等で復元・展示などに活用できるものは保管管理する。保存のための修復工事が行われる場合は事業者これらに資材を提供し、修復工事中は確実に修復できるよう管理するものとする。

(史跡又は遺跡の保存整備)

第8条 知事は史跡の指定地内の遺構を保存整備する。整備方法は、事業者と協議し、史跡の価値を損なわないようにしなければならない。

- 2 発掘調査により重要な遺構が発見された場合は、センターは事業者とその保存の方法について協議し、保存可能なものについては整備方法を示す。

(文化財の普及と保護意識の高揚)

第9条 センターは発掘調査を行っている遺跡においては、適宜その遺跡の調査状況を公開し、発見された遺構や出土品等を用いて、その歴史的意義や価値を県民に周知するものとする。

- 2 センターは発掘調査が終了した遺跡の意義について、報告書作成のほかはその地域の文化施設などで地域住民や県民に広く広報し、文化財の価値の普及を図るとともに、保護意識の高揚に努める。

(服務)

第10条 現場での勤務時間を遵守し、作業時間は、センターが定めた時間とする。ただし、天候など現場の状況に応じて適時休息をとることができる。

- 2 調査担当者は部外者からも認識されやすいように貸与された作業着又はそれと類似した衣服を着用し、名札など身分が明らかな表示をする。
- 3 作業員に対しては、その作業内容、作業方法、遺跡(遺構・遺物)の意味などを十分に説明し、理解を得た上で作業に従事させることとする。
- 4 作業員には発掘調査の従事者であることを示す名札、保安帽などを着用させる。

(安全管理)

第11条 労働安全衛生法、労働安全衛生法施工令等の法令及び山梨県埋蔵文化財センターで作成した「調査作業における安全衛生基準」(平成7年4月1日施行)を遵守し、作業を行うものとする。

(報告システム)

第12条 調査担当者は毎日調査状況の日報を作成し、一週間毎に所長に報告する。

- 2 調査担当者は、調査中には定期的に事業者と調整会議を行い、調査状況・進捗状況を事業者に報告するとともに、工事工程との調整を行い、その内容を所長に報告する。
- 3 センターは調整会議・発掘調査・安全管理にかかわる文化振興・文化財課への報告への報告は、書面をもって直ちに行わなければならない。ただし、緊急を要する場合又は価値判断の明らかでない遺構遺物が発見された場合は、速やかにセンターに報告し、取扱の指示を受ける。

(整理作業に係る計画書及び報告書作成)

第13条 担当者は、所長に整理作業計画書を提出し、決裁を受けなければならない。

- 2 整理報告書作成作業の進行管理は、史跡資料活用課長が行う。

附則 この要項は、平成13年4月23日から施行する。

附則 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

山梨県出土品取扱要項

(目的)

第1条 発掘調査により出土した出土品の取扱いについては通知（平成9年8月13日付け庁保記第182号、文化庁次長から各都道府県教育長あて「出土品の取扱いについて」）に基づき、山梨県の地域性に考慮して山梨県出土品取扱要項を定める。

(取り扱いの基準)

第2条 出土品については、別表1の「出土品の取扱い区分基準」に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとそれ以外のものとに区分し、その区分に応じて保管・管理及びその他の取り扱いを行うこととする。

(区分の時期)

第3条 出土品の区分は、以下の3時期において、常に実施するものとする。

(1) 発掘調査時の区分

出土品は常に発掘調査時においては図化、写真等の記録の要不要の判断がされ、収納の要不要の判断もなされている。この場合、発掘担当者によって判断に差異が生じないように各種研修会などを通して統一を図り、できる限り複数の専門職員が判断するものとする。

(2) 整理時の区分

整理作業時においても、常に報告書に掲載、図化、写真撮影、写真掲載の判断がなされており、この場合も整理担当者により、判断に差が生じないように各種研修会などを通して統一を図り、できる限り複数の専門職員が判断するものとする。

(3) 譲与後の区分

出土品の監査終了後からは、譲与等の手続きが終了後していなければ、出土品の取扱区分を適応できない場合もあるので、あらかじめ出土品に関する諸手続きを終了しておくものとする。

(出土品区分の実施主体)

第4条 出土品の区分は、譲与を受けた地方公共団体が主体となって、出土品に関する専門的知識を有する職員体制を整備して、客観的で公正な判断に努めるものとする。

(出土品の台帳整備)

第5条 保管場所、保管方法について区分し、出土品台帳等に記録するものとする。特に保管を要しない出土品については、処置後の取り扱いについて将来的な誤解の生じないように記録の完備を図り、廃棄する場合は当該各市町村の廃棄物条例との調整を図るものとする。

(区分の報告)

第6条 法第102条第1項の規定に基づいて出土品の監査を知事が実施するので、将来にわたり文化財として保存を要しないと地方公共団体が判断する場合には、出土品の監査機関と協議するなど総合的に判断し、この出土品の区分に関わる報告（第18号様式）を知事に提出するものとする。

(出土品取扱い協議)

第7条 出土品の取扱いについては、あらかじめ発掘調査を実施する準備段階から、発掘調査主体と土地所有者等で措置を定めておく必要があるため、土地所有者と発掘調査主体者及び当該市町村教育委員会との間で出土品の取扱いについて、あらかじめ協議して文書に定めておくものとする。

(出土品の活用)

第8条 出土品の活用は、博物館、埋蔵文化財センター等のいわゆる文化財関係施設に限るものではなく、社会教育施設、学校施設、民間の施設等を利用して、活用方法の拡大を図り、諸施設への貸出についても積極的に対応するものとする。近年発達を見た情報ネットワークなどを利用した活用方法についても配慮するものとする。

(譲与の促進)

第9条 出土品の保存・活用は、出土した土地を管轄する地方公共団体において、保管し、活用することが適切であるので、山梨県文化財保護条例第29条の6により、県が保有する必要があるもの以外は、譲与等の手続を進めるものとする。

(区分の例外)

第10条 国、県、市町村指定の史跡の出土品については、指定史跡が将来にわたって保存すべき歴史的遺産として土地とその上の遺構等を保存するものであるから、区分の例外とする。ただし、同一規格・多量出土品については、遺棄することなく保管方法を工夫するものとする。

附則 この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 出土品取り扱い区分基準表

遺物(人または人の活動に直接関係するもの)			
分類	個別	譲与後方針	備考
○人の遺体またはその一部・人自体の痕跡等	人 骨	I	再葬することもできる 再葬することもできる 遺構であるので一部持ち帰ることができる
	頭 髪	I	
	足 跡	II	
○道 具	縄文土器・弥生土器	I	細片化し資料化ができない場合は、必要な記録をとったうえで区分基準IIにすることもできる
	土師器・須恵器	I	
	陶磁器・金属器	I	
	石器・石造物・石臼	I	
	木器・漆器・骨器	I	
○道具等制作時の副産物	石材チップ	II	サンプル、分析、保存 サンプル、分析、保存
	木材削りかす	II	
	製鉄遺跡の鉄滓	II	
○遺跡を構成していた素材	a 加工された素材		必要に応じて採取・保存する 石垣の裏込めなどに再利用。文字資料などは区分基準Iとする サンプル、分析、保存 おおむね近世以前の瓦は区分基準Iとし、近世以降は区分基準IIとする
	古墳の石室材	III	
	石垣の素材	III	
	木杭等	II	
	瓦	II	
	窠 体	II	
	b 未加工の素材		
	礫群の石	I	
	炉 石	III	
	集石炉	III	
	配石遺構の石	III	
	古墳の石室材	III	
	古墳の葺石	III	
	積石塚の積石	III	
	礎 石	III	
	栗 石	III	
ゴトク	II		
カマド構築石	III		
焼土・焼石	II		
○原料・食料等	a 道具等の原材料		サンプル、分析、保存
	石器の原石	I	
	金属鉱石	I	
	粘土塊	II	
	アスファルト等	I	
	木 材	II	
	b 家畜・栽培植物		
	イヌ・ウマの遺体	I	
	栽培植物	I	
	c 自然遺物		
	貝 殻	I	
種 子	I		
動物骨	I		
○その他	a 石など		(遺跡に人為的に持ち込まれた自然遺物)
	熔 岩	II	
	河原石(人為的な持ち込み)	II	
○自然物 (自然環境を示すもの)	土壌	IV	サンプル、分析、保存
	花粉	IV	サンプル、分析、保存
	動植物遺体	IV	サンプル、分析、保存
		IV	サンプル、分析、保存

取扱い区分

- I. 保存する。
 - II. 原則として保存する。
ただし、同種類が多量に出土した場合および出土品が細片化して資料化が困難な場合は、必要は記録を取った上で一定量のみを保存する。
 - III. 必要な記録のみで保存しない。
ただし、同種類が多量に出土した場合および出土品が細片化して資料化が困難な場合は、必要は記録を取った上で一定量のみを保存する。
ただし、地域的・時代的希少性を考慮し、また将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のある場合は保存する。
 - IV. 保存を要しない。
必要に応じて遺跡の環境を把握するために資料を採取する。
- ※ 上記の分類に含まれないものについては、その都度区分することとする。

区分の要素

- ① 種 類 : 出土品の種類・性格による分類の要素
- ② 時 代 : 出土品が製作され、または埋蔵された時代の要素
- ③ 地 域 : 出土品が出土した場所、地方または歴史的・文化的区域の要素
- ④ 遺跡の種類・性格 : 出土した遺跡の種類・性格の要素
- ⑤ 遺跡の重要度 : 出土した遺跡の重要度の要素
- ⑥ 出土状況 : 出土の状況、特に遺構との関係に関する要素
- ⑦ 規格性の有無 : 出土品が型作り等による規格品・大量生産品であるか否かの要素
- ⑧ 出 土 量 : 同種・同型・同質の出土品の出土量の要素
- ⑨ 残存度・残存状況 : 出土品残存・保存の程度の要素
- ⑩ 文化財としての重要性 : 出土品自体が有している文化財としての性格・重要度の内容・高低の要素
- ⑪ 移動・保管の可能性 : 出土品の大きさ、形状、重さ、それによる移動・保管の可能性の要素
- ⑫ 活用の可能性 : 出土品の将来的な活用の可能性の有無・程度に関する要素

史跡甲府城跡保存活用計画

発行年月 令和2年10月

発行 山梨県

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

電話 055-223-1791 FAX055-223-1793
